特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	重度障害者に対する自動車燃料費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
桑名市は、重度障害者に対する自動車燃料費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
桑名市長

公表日
令和7年3月19日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度障害者に対する自動車燃料費の助成に関する事務
②事務の概要	桑名市重度障害者自動車燃料費助成事業実施要綱に基づき、重度障害者に対する自動車燃料費の助成の申請・決定に関する事務を行う。
③システムの名称	障がい者自立支援システム、番号連携サーバー（団体内統合宛名システム）、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
重度障害者自動車燃料費助成受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 桑名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項及び別表1　2の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部　総務課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1131

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部　障害福祉課　511-8601 三重県桑名市中央町2-37　0594-24-1171

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、個人番号の記載については複数人での確認を行い、個人番号が記載されている書類については施錠できる棚への保管をし、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報へのアクセスが可能な職員は、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。また、離席する際にはログアウトを行うなど、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	評価実施機関における担当部署	障害福祉課長　日美　富美代	障害福祉課長　伊藤　豊	事後	課長名の変更
平成30年8月31日	評価実施機関における担当部署	障害福祉課長　伊藤　豊	障害福祉課長	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ－１　対象人数　いつ時点の計数か	2015/7/1	2018/4/1	事後	
平成30年8月31日	Ⅱ－２　対象人数　いつ時点の計数か	2015/7/1	2018/4/1	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ-4-②　法令上の根拠	番号法第19条第14号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-1	（追加）	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-2	（追加）	十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-3	（追加）	十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-4	（追加）	十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-5	（追加）	十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-6	（追加）	十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-7	（追加）	十分である	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ-8	（追加）	[〇]自己点検	事後	
令和2年8月31日	Ⅳ-9	（追加）	十分である	事後	
令和2年8月31日	Ⅱ-1	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
令和2年8月31日	Ⅱ－１　対象人数　いつ時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年8月31日	Ⅱ－２　対象人数　いつ時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年8月31日	Ⅰ　関連情報　7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求連絡先	0594-24-1136	0594-24-1131	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ－１　対象人数　いつ時点の計数か	2020/4/1	2021/12/15	事後	
令和4年2月4日	Ⅱ－２　対象人数　いつ時点の計数か	2020/4/1	2021/12/15	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月4日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条	番号法第19条第9号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ-1	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	2021/12/15	2022/4/1	事後	
令和4年9月26日	Ⅱ－2 対象人数 いつ時点の計数か	2021/12/15	2022/4/1	事後	
令和5年8月22日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年8月22日	Ⅱ－2 対象人数 いつ時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ－2 対象人数 いつ時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和7年3月19日	Ⅳ－8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	（追加）	十分である	事後	
令和7年3月19日	Ⅳ－8 判断の根拠	（追加）	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、個人番号の記載については複数人での確認を行い、個人番号が記載されている書類については施錠できる棚への保管をし、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。	事後	
令和7年3月19日	Ⅳ－11 最も優先度が高いと考えられる対策	（追加）	3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年3月19日	Ⅳ－11 判断の根拠	（追加）	特定個人情報へのアクセスが可能な職員は、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。また、離席する際にはログアウトを行うなど、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策を行っている。	事後	